

社会資本整備審議会 第46回建築分科会

令和4年1月20日

【事務局】 定刻でございますので、会議を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、ウェブ会議による開催としております。委員の皆様は、原則としてカメラをオンにしたままをお願いいたします。また、マイクはミュートとしていただき、御発言の際にマイクをオンにしていただきますようお願いいたします。カメラはオンで、マイクはミュートにしてください。御発言の際にマイクをオンにしてください。

資料は、事前に電子データで委員の皆様にお送りさせていただいておりますので、お手元に御用意ください。

また、本日はウェブで生中継しておりまして、傍聴の方がおられますので、御承知のほうをよろしくお願いいたします。

資料及び議事録については、国土交通省のホームページ上で公開することとしております。議事録は、委員の皆様にご確認いただいた上で、委員の名前を伏せた形で公開いたします。あらかじめ御了承ください。

それでは、開会に先立ちまして、事前に送付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

配布資料一覧でございますけれども、資料1-1が、先ほど開かれました合同部会での報告、29ページのものでございます。資料1-2がその概要、カラーのもの1枚でございます。資料1-3がその参考資料でございます、カラーのパワーポイント百数十ページのものでございます。資料2-1が、住宅性能表示制度の見直しについてという、これもカラーのパワーポイントの13ページのものでございます。資料2-2が、日本住宅性能標準及び評価方法基準の告示改正案でございます、白黒の17ページの縦横入り交じったものでございます。

それから、参考資料として、参考資料1が分科会の委員名簿、参考資料2が審議会令の抜粋、参考資料3が、先だって実施いたしました、報告案についてのパブリックコメン

トについての資料でございます、71ページのもの、パブリックコメントで寄せられた主な御意見、それから、その御意見についての考え方を記載したものでございます。

以上の資料をお配りいたしております。欠落等がございましたら事務局のほうまでお申し出ください。よろしゅうございますでしょうか。

続きまして、委員の御紹介をさせていただきます。建築分科会の委員の皆様につきましては、参考資料1の名簿のとおりでございます。この委員名簿をもって委員の先生方の紹介に代えさせていただきます。

続きまして、定足数の確認ですが、本日は、分科会委員及び臨時委員の28名のうち22名の御出席をいただいております。社会資本整備審議会令第9条により、本分科会について、成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本委員の〇〇委員、〇〇委員、臨時委員の〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員におかれましては、所用のため御欠席との連絡をいただいております。その他、若干名の委員の方が遅れて御出席いただく予定でございます。

これから議事に入ります。以後の議事運営につきましては、分科会長にお願いしたいと思います。

分科会長、よろしくお願いたします。

**【分科会長】** 本日は、委員の皆様には、大変お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、議事次第に沿いまして議事を進めさせていただきます。

本日の議事は、脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策のあり方（第三次報告案）、建築基準制度のあり方（第四次報告）についてでございます。

前回の第45回建築分科会を、10月4日に、建築環境部会及び建築基準制度部会と合同で開催させていただきましたけれども、その後、建築環境部会及び建築基準制度部会の合同会議を10月29日、12月7日と開催し、御議論いただきました。そして本日、先ほど開催されました両部会の合同会議において、報告が取りまとめられました。

本日の建築分科会では、その報告について皆様にお諮りし、建築分科会の報告としての取りまとめを行いたいと考えております。よろしく審議のほど、お願い申し上げます。

では、報告について、事務局より説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**【事務局】** ありがとうございます。それでは、資料1-1に基づきまして、御説明したいと思います。

本日13時から開いていただきました合同部会で承認をいただきまして、「案」が取れた形の資料になっております。部会のとくと重複されている委員の方が多くございますので、現状と課題はポイントを絞って説明して、講ずべき施策の方向性についてを中心に御説明したいと思っています。

「はじめに」は、パブコメでもこういうふうに出しましたけれども、背景について、2050年カーボンニュートラルとか2030年の46%削減目標、こうしたことについて書いてあることと、そうした政府全体の中期目標を踏まえて、そのうち建築物の分野の中期目標として、889万キロリットルを削減するといった背景について、書かせていただいています。

また、省エネだけではなく、木材利用を吸収源対策として、需要量の4割が建築物分野ということもありまして、それについてもやらなくてはいけないという背景を書かせていただいて、あと、2ページについては、過去の審議会答申、それぞれの部会における答申について、簡潔に触れております。

そうしたことを踏まえまして、今回は、3ページ目の頭にありますように、省エネ性能の一層の向上、木材利用の促進、ストックの長寿命化、こういった3つの観点から取りまとめを行っているということが、「はじめに」に書かれています。

4ページ目から、省エネ性能の一層の向上ということで、現状と課題から書いていますけれども、これまで適合義務化を段階的に進めてきておりまして、表1のように、現在では中・大規模の非住宅建築物について義務化がなされておりますが、住宅については、中・大規模は届出義務、小規模については、非住宅も住宅も説明義務というふうになっております。

そうした中、5ページ目ですけれども、追加コストが、住宅において建設費の0.2から0.5%程度に下がってきているという背景もございまして、表2にありますように、まだ義務化されていない非住宅の小規模についても89%、実質的に適合している。住宅についても、総じて81%が適合したものとなっているというデータがございまして。

一方では、その下に書いていますけれども、未習熟事業者に対する技術力向上の支援が必要という指摘もございまして。

さらに、5ページの一番下にありますように、現在、義務化の対象となっているものは1.4万棟ほどあるものに対して、これを全部対象としようとする、新たに44.5万棟、具体的には、表3にありますような数字が適合義務の対象となるということで、そうしたことのための体制整備の必要性が指摘されているところです。

6 ページ目の表の下に書いていますように、一方では伝統的構法なども踏まえた上で、気候風土適応住宅、こうした制度を既に設けておりますが、そうした合理化をしているという背景を書いてあります。

(2) の段階的な引上げにつきましては、新たな地球温暖化対策計画において、Z E H・Z E B レベルに引き上げていく、遅くとも 2030 年までに実施するという背景を書かせていただいております。

7 ページ目ですけれども、一方で新築の Z E H レベルの割合は 14%、Z E B レベルについては 26% にとどまっています、さらに強化をする必要があるということで、誘導目標の引上げとか、大手事業者によるトップランナー制度の牽引の話とか省エネ性能表示の環境整備、これらについて、それぞれ現状と課題を書いております。

8 ページ目に移りまして、中ほどの建築主への情報提供につきましては、現在、小規模なものについて説明義務が課されているわけですが、今後、原則全てが適合義務ということになると、説明義務自体は不要となるものの、その一方で、省エネ性能の高い建築物が選好されるように、光熱費等の削減のほか、良好な温熱環境の確保による快適性や健康面のメリット、省エネ性能の高い住宅の適切な住まい方なども含めた情報提供を通じ、引き続き、国民、事業者の意識向上や行動変容を促していく必要があると記述しております。

次の 9 ページですけれども、ストックの省エネ化につきましては、住宅ストックが 5,000 万戸あるということですが、ただ、省エネ基準を満たしていないストックが 87% を占めているというデータがございます。ただ、新築と違って、改修については必要なコストが高くなるというのが課題ということと、あと、中ほどに書いていますけれども、特に省エネに特化したリフォームローンが限定的な状況ということがあります。

さらに、一番下のほうにありますように、建築物の形態規制についても、それが制約となって改修が困難となるという指摘もございます。

10 ページに移りますけれども、再エネについての現状と課題につきましては、これも昨年、閣議決定された新たな地球温暖化対策計画等におきまして、2050 年の姿、設置が合理的なものについては太陽光発電設備等が一般的になることを目指すということと、30 年においては新築戸建て住宅の 6 割に設置されることを目指す、そういったことが閣議決定されている背景がございます。

ただ、そういうことなので、再エネの導入拡大に向けた取組の強化が必要な状況にございますが、中段以降に書いていますように、その導入に当たっては、コスト以外にも様々な課

題が指摘されているという状況でございます。

では、11ページの講ずべき施策の方向性についてですけれども、まず、適合義務制度の対象拡大につきましては、1)に書いていますように、2025年度以降に新築される原則全ての建築物を対象に、現行の省エネ基準への適合を義務づける。

一方で、2)にありますように、一定のものについては適用対象外とするということを記述しております。

②ですが、それと併せて推進すべき施策としましては、申請者あるいは審査側の負担軽減の観点から、具体的な措置を講ずる必要があるとして、1)としましては、省エネ基準の適合審査は、建築基準法の確認・検査によるものとして、整合したものとします。

2)としては、省エネ計算によらず、適合確認が容易な場合は、省エネ適判を要しないこととする。

3)としましては、仕様基準のさらなる簡素化・合理化を進める。

4)としましては、申請側、審査側の体制整備について十分な期間を確保し、万全を期す。

5)として、気候風土適応住宅について促進を図る。

6)について、財政・税制、機構の融資など、全面義務化が混乱なく導入される環境の整備を図るとしてあります。

12ページですけれども、省エネ基準の段階的引上げにつきまして、1)としましては、建築物省エネ法に基づく誘導基準や低炭素建築物の認定基準等について、ZEH・ZEB基準レベルに引き上げるとともに、住宅性能表示制度において、省エネ基準を上回る多段階の断熱等級を設定するとしております。これについては、この後の議決をいただく、資料を用意しております。

2)につきましては、分譲マンションをトップランナー制度に追加する。

3)につきましては、説明義務制度、今、小規模建築物についてスタートしておりますけれども、これにつきましては、義務制度ということでは不要となりますが、今後は、全ての建築物を対象として、建築士から建築主への説明の促進を図るとしてあります。

4)は、省エネ性能の表示につきまして、これは販売とか賃貸を行う事業者を対象として、遵守すべき事項、ルールを国が定め、必要に応じて勧告等を行うことができるよう強化するとしてあります。

5)としましては、現在評価されていない省エネ技術の評価方法の整備を図るとしてあります。

さらに、6)として、建材・設備の性能向上と普及、コスト低減を図る。

7)として、より高い省エネ性能のための支援の継続・充実を図るとしております。

(3)の既存建築ストックの省エネ化の促進につきましては、まず1)で、増改築を行う場合における省エネ基準への適合義務につきましては、増改築部分のみ省エネ基準への適合を求めるなど、過度な負担とならず増改築そのものを停滞させないことに配慮した規制とするとしています。

13ページの2)ですが、部分的・効率的な省エネ改修の有効性について、引き続き検証し、例えば省エネだけでなく、耐震性もないようなものについては、耐震改修と合わせた省エネ改修や建て替えの促進を図るというふうにしていきます。

これにつきましては、特に、3)にありますように、改修については、新築に比べ構造上・費用上の制約が強いという面がありますので、財政・税制上の支援、機構融資の政策を総動員して、その促進を図るとしてまいります。

②として、併せて推進すべき施策としまして、これは集団規定の話ですけれども、省エネ改修により、建築物の高さ制限を超えるようなことが構造上やむを得ない場合は、特定行政庁が、審査会の同意を得た上で許可する制度を導入する。

2)としましては、容積率の特例について、実績があるものについては一定のルール化を進めることで要件を事前明示化し、手続の円滑化をするというふうにしてまいります。

(4)の再生可能エネルギーの利用促進につきましては、太陽光、太陽熱、地中熱やバイオマスなどの再エネの利用促進に向けて、1)にありますように、地方公共団体が、地域の実情を踏まえて再エネ設備の設置を促すことにより、建築物の省エネ性能の向上を図ることが効果的な区域について、建築士から建築主に対する再エネ設備の効果等の説明義務を課すことができる、そういった制度を創設するとしてまいります。

2)につきましては、当該区域内で、これは先ほどの集団規定では、構造上やむを得ないとしておりましたけれども、構造上やむを得ない場合であっても、特定行政庁が、許可の範囲内で、制限を超えられる特例制度を導入するというふうにしてまいります。

14ページですが、これはまた別のあれですけれども、低炭素建築物の認定基準について、これは再生可能エネルギーの導入を要件化するということ。

4)として、支援措置について、関係省庁連携による支援を継続・充実を図るとしてまいります。

次に、Ⅲの木材の利用促進について、現状と課題については、繰り返しになりますけれど

も、階高を高くした建物のニーズが高まっている中で、13メートル、9メートルを超える  
と高度な計算が必要になって、高度の計算になると構造適判というのが必要になるという  
現状と課題を書かせていただいている。

中ほどからは、審査省略なり建築確認・検査制度についてですけれども、省エネ化に伴い  
まして建物が重量化しているということで、構造安全上の確保が必要となっている。

それから、一定規模以下の建物については、そもそも都市計画区域外については建築確  
認・検査の対象となっていない。また、都市計画区域内においても、建築確認・検査の対象  
ではあるものの、審査省略制度という特例制度が設けられている。

この特例制度につきましては、昭和58年に設けられた当時、行政職員が、まだ体制が不  
十分だったという背景がありますけれども、民間開放の後、現在の実施率は格段に向上して  
いるという背景を書かせていただいています。ただ、審査省略している対象について、断  
続的に不適切な事例が見られるという状況です。

16ページにありますように、これは何とかしなくてはいけないということで、過去にも  
議論されてきたわけですが、構造偽装事件などの混乱もありまして、引き続き検討す  
べき課題として位置づけられている状況です。

中ほどの伝統的木造につきましては、仕様が特殊であるために高度な計算が必要で、それ  
によって構造計算適合性判定も受けなければいけないという背景があります。

(2)は、木造の防火の関係ですけれども、中大規模の建築物について、木造化に取り組  
む事例が着実に増加してきております。脱炭素社会という背景の中で、部分的な木造化も含  
めて、木造利用をさらに促進することが有効と考えられる。

17ページですけれども、ただ、一定の制約がいろいろ指摘されているのでという背景を  
書いています。また、混構造の建築物につきましても、主要構造部に一部だけ木材を利用し  
ているという場合でも、全体を、厳しい耐火制限が適用されるなどの設計上の大きな制約に  
なっているという背景を記述しています。

こうした背景の中で、2の講ずべき施策の方向性として、まず、階高の高い木造住宅の増  
加を踏まえた構造安全性の検証法の合理化ということで、1)にありますように、階高の高  
い3階建ての建築物のうち、簡易な構造計算によって安全性を確かめることが可能な範囲  
について、現行の13メートル・9メートル以下から、高さ16メートル以下かつ階数3以  
下に見直すとしています。それと併せて、二級建築士の業務範囲について、見直し後の区分  
と整合させるとしています。

18ページでございますが、これは建築確認・検査の対象の見直しに関連しまして、まず、1)としましては、重量化している建築物の安全性の確保のために、構造安全性の基準の整備をする。

2)としましては、そういった基準や省エネ基準への適合を、審査プロセスで確実に確保するために、確認や検査の対象外となっている範囲や審査省略制度の対象について範囲を縮小しまして、現行の非木造建築物に係る確認・検査や審査省略制度の対象に統一化するとしています。

これによりまして、構造種別を問わず、階数2以上または延べ面積200平米超の建築物は、都市計画区域等の内外にかかわらず確認・検査の対象とし、省エネ基準への適合審査とともに、構造安全性の基準等も審査対象とすることが適切であるとしています。

また、申請側や審査側への周知・習熟をきめ細かく行うなど、体制整備について十分な期間を確保し、万全を期すことで円滑な施行を図るとしています。

なお、限定特定行政庁の業務範囲については、従前どおりとすることが適切であるとしています。

3)につきましては、構造計算が必要となる対象について、もともと500平米超ということでしたけど、300平米超のものに拡大する。

4)としましては、伝木をイメージしていることですがけれども、限界耐力計算等の高度な計算による場合であっても、構造設計一級建築士が関与して、審査側でも構造計算適合判定資格者が審査をする場合には、手続を合理化して適判を要しないこととするとしています。

(2)の中規模建築物の木造化についての防火の合理化ですがけれども、次の19ページに参りますが、1)としまして、延べ面積3,000平米超の木造建築物等への防火規定が、これは火災時に生じる大量の放射熱等により周囲への大規模な危害が及ぶことを防止する目的であるということを踏まえ、要求性能を満たす構造方法として、以下の設計法を導入するというので、一つには、火災時倒壊防止構造という平成30年改正で導入したものについて、これは消火の円滑化措置とか小割の防火区画を求めているものですがけれども、そういったものは同時延焼範囲が制限されることがあるので、対象としてはどうか。また、外壁等が高い耐火性能の建築物については、火災時の火熱による周囲への危害を制限できるということで、こういった考え方を導入してはどうかということです。

2)につきましては、今、階数に応じて要求性能が定められています耐火性能基準、これは具体的には政令で、4層までは1時間、5層以上になると2時間耐火というふうになって

いますが、木造による耐火設計ニーズの高い中層建築物に適用する要求性能の合理化を行うとしています。

3) につきましては、火災時倒壊防止構造等の燃えしろ設計について、仕様規定の充実等を図る。

4) につきましては、先ほどと同様に、財政上の支援を通じて、木材利用の加速化を図るとしています。

②につきましては、部分的な木造化を促進するための防火規定の合理化ということで、1) としましては、木造化部分の荷重支持範囲が局所に限られ、かつ、当該部分を耐火構造の壁等で区画することにより、その内部の部分については主要構造部の規制から対象除外するということ。

2) につきましては、これは高い耐火性能の壁等や建築物の間で十分な離隔距離を有する渡り廊下等で防火上分棟的に区画された2つのものについては、別棟扱いとみなす。

3) につきましては、1,000平米超の防火壁が求められる規制についても、耐火構造の部分は、木造と一緒に混構造になったとしても、耐火の部分については、防火壁は不要とするとしています。

最後に、20ページですけれども、これも先ほどと同様に、財政上の支援を通じて木材利用の加速化を図るとしています。

最後、IVですけれども、長寿命化のための現状と課題につきましては、既存不適格建築物については、増改築等のアクションを行う場合には原則、現行基準に合わせなくてはならない。また、用途変更についても、原則としては同様の扱いですけれども、特に防火・避難規定や集団規定については、これまでも、緩和の措置は一方で、構造などもやってきたんですけれども、防火や集団規定については限定的な緩和の措置になっているということで、背景が書かれています。合理化の必要性があるのではないかと。

ただ一方で、24行目ぐらいに書いていますけれども、直近では大阪のほうでビル火災が起きるなど、既存不適格建築物について、安全性の確保を図る必要があるとしています。

それから、応急仮設建築物の存続期間につきましては、コロナで仮設が建っているんですけれども、来年度より順次、存続期限を迎えることとなるという背景があります。

講ずべき施策の方向性につきましては、安全性の確保等を前提としつつ、まず、①としましては、現行基準の遡及適用について合理化を図るということで、22ページのほうに列記をしております。

ただ、このうち、一番上に書いていますけれども、防火・避難規定に係るものについて合理化の対象となる具体の基準や前提条件を定めるに当たっては、直近の火災事案も踏まえて、改修の円滑化と安全性の向上の両立が図られるように十分に配慮するということを記述しています。

具体的には、ここに合理化のイメージとしては、別棟扱いできるものについての合理化とか、屋根と外壁、外側を大規模修繕・模様替えをする場合の内部の規定の合理化とか、または、ごく小規模な増改築をする場合の合理化、あるいは、部分的なテナント入替えなどの用途変更における内装の制限の合理化、さらには、集団規定における接道義務や道路内建築制限について、大規模修繕・模様替えを行う場合の合理化を記述しています。

②につきましては、この集団規定ですけれども、一団の総合的設計制度や連担建築物設計制度を対象に、大規模な修繕・模様替えを追加する。

③につきましては、採光規定について、有効な明るさの確保の措置が行われることを前提に、採光上有効な開口部面積に関する規制を合理化するとしています。

④は応急仮設建築物についてですが、特定行政庁が、安全上、防火上、衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合に、存続期間をさらに延長することを可能とする仕組みを導入するとしています。

⑤は、ほかと同じように、財政上の支援を通じて推進を図るとしております。

Vについては、今回は盛り込めませんでしたけれども、引き続き検討すべき課題ということで、非住宅建築物の質の向上とか、既存ストックのハードによらない代替策の話とか、木造化の促進のさらなる追求とか新材料・新技術の導入、さらには、集団規定の在り方や人の在り方、資格制度の在り方について記述しています。

最後に、24ページですけれども、「おわりに」ということで、この報告を踏まえまして、国土交通省においては、特に2025年の省エネ基準の全面義務化に向けた体制整備を着実に進められるよう、法案を速やかに国会に提出するとともに、予算措置等の重点的な支援、さらには、工務店や建築士の体制整備の支援に取り組むように求めるとしています。

さらに、省エネ化の進捗を継続的に把握して、不断の見直しを図っていくべきであるとしています。

また、事業者を含む国民一人一人がその必要性や効果を理解し、取り組んでいくことが必要なので、国民・事業者の意識改革に取り組むべきである。

取組に当たっては、審議会の意見やパブリックコメントで寄せられた意見についても参

考とすべきであるとしております。

以上、駆け足になりましたが、報告書について御紹介させていただきました。

【分科会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について御質問、御意見を承りたいと思います。御発言いただける方は、ウェブ会議システムの「手を挙げる」という機能により、挙手をお願いいたします。

また、御発言に当たっては各委員、お名前をおっしゃっていただいた上で、該当する資料やページ番号等をお示しいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

早速ですが、〇〇委員から手が挙がっていますので、〇〇委員、御発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

非常にアンビシャスな、政府の中期目標を達成するために今、何をすべきかということに関して、諮問の内容に即して、的確にまとめていただけたと思います。引き続き検討する課題も記載されており、今後の展望につきましても明確にされています。短期間にもかかわらず、よくまとめていただいたものだと思います。

今後の政策について質問があります。

1点目は、カーボンニュートラルの施策と、事務局が所管されている安全・安心、火災の安全性などの施策との関係です。火災時の安全性や避難、耐震性などの諸課題とは、どのように位置付けて、政策を展開されようとしているのでしょうか。並立的に取り組む課題として取り組んでいかれるのか、あるいは政府として、カーボンニュートラルに関する政策を、一段上のものに位置づけて、政策を展開していこうとされているのか。それによって、今後の政策の立て方が、変わってくるのではないかと思います。それが1点目の質問です。

2点目は、先ほどの会議でも質問させていただきましたが、政府が掲げている中期目標は、非常にハードルが高く、2050年で達成すべき水準は、ストック全体としてのカーボンニュートラルです。28年後に向けて、進捗管理をして、定量的にきちんと把握をして技術開発をしていかないと、達成は困難ではないかと思います。今後の技術開発政策として、省庁連携で行うと述べられていますが、関係する省庁も多く、政策的な組み立てが分かりにくい。内閣官房がイニシアチブを取っておられることは分かりますが、非常に複雑な構造になっています。この技術開発政策について、国交省としてどのように取り組もうと考えておられるのか、教えていただければ幸いです。

以上です。

【分科会長】 事務局としても、なかなか返答が難しい、高度な御質問かと思えますけれども、これはどなたがお答えいただくのでしょうか。

【事務局】

〇〇先生のほうから重要な御指摘をいただきました。省エネあるいはカーボンニュートラルに向けた施策がどんどん重要性を増しているというのは御指摘のとおりかと思っております。今回、報告でおまとめいただきましたら、私どもとしても、これに全力で取り組んでいきたいと思っております。

一方で、従来から安全基準を定めております防火でありますとか、あるいは耐震でありますとか、災害対応といいますか、人命安全性の確保というのも重要なものだと思っておりますし、近い将来、大規模な地震発生の危険性というのも、一方では指摘されているということもございますので、こちらはこちらで引き続き重要なものとして、我々としては、その両立を目指して、どちらも一生懸命推進していくということかと思っております。

それから、いろいろな技術開発につきましても、もちろん我々住宅建築分野のほうでは、官民の連携、あるいはもうちょっと言えば、我々のような行政部隊と研究所との連携というものも当然、進めていきたいと思っておりますし、住宅建築分野にとどまらず、各般の分野との連携というもの、これまた必要になってくるかと思っております。

関係省庁との施策面の連携、あるいは研究分野での連携というのもしっかり進めていきたいと思っております。また、先生方の御指導もお願いできればと思います。どうぞよろしくをお願いします。

【分科会長】 ありがとうございます。

ほかの委員の方の御発言はございませんでしょうか。今のところ、「手を挙げる」機能にてお挙げになっていらっしゃる方が見当たらないんですけれども、多くの方々が先ほどの合同部会に御出席いただいて、発言をいただいた方もいらっしゃるのです、特にはないのかもしれませんが、新たに参加された数名の委員の方、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、御意見をお一方からしかいただけなかったですけれども、合同部会で相当議論をされ、パブリックコメントも経て、今の提案ができているということでございます。

先ほど事務局から御報告いただいたような答申案として、これで報告として取りまとめたいと思っておりますけれども、建築環境部会及び建築基準制度部会からの報告について、御承認いただけますでしょうか。もしよろしければ、「手を挙げる」機能で、承認しますという意

思表示をしていただけると大変助かりますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【分科会長】** 軒並み上がりました。大変ありがとうございます。

それでは、御異議がないようですので、建築環境部会及び建築基準制度部会の報告を建築分科会の報告として、こちらを社会資本整備審議会長へ報告をさせていただきたいと思えます。委員の皆様方におかれましては、熱心に御審議いただき、本当にありがとうございます。

今日はもう一つ、別の議決を必要とする案件がございます。議事(2)住宅性能表示制度の見直しについてでございます。

これについて、事務局から御説明をお願いいたします。

**【事務局】** それでは、議事の2つ目となります、住宅性能表示制度の見直しについて、御説明をいたします。

資料2-1、2ページを御覧ください。住宅性能表示制度の見直しにつきましては、昨年10月4日に開催されました前回の建築分科会におきまして、一連の流れを御説明させていただきましたように、断熱等性能等級5・一次エネルギー消費量等級6の創設などにつきましては、11月8日に書面により御議決をいただきまして、これに基づく告示を昨年12月に公布、本年4月の施行としております。

本日は、省エネ性能に係るさらなる上位等級の創設、すなわち上位等級となります住宅性能表示基準、評価方法基準の制定に関しまして、審議・議決をお願いするものであります。本日の議決を経まして、3月下旬に告示を交付し、10月からの施行を予定しているところでございます。

住宅性能表示制度の見直しに関しまして、分科会にお諮りするのに先立ちまして、技術的な事項について、別途検討の場を設けるのが通例でございます。前回の断熱等性能等級5・一次エネルギー消費量等級6の創設に際しましては、長期優良住宅の認定基準の見直しとも密接に関連をしておりましたので、その検討会において議論をいただいたものを分科会にお諮りをいたしました。

今回の省エネ性能に係るさらなる上位等級の創設につきましては、建築環境部会に設置をされております省エネ基準の小委員会、建築物エネルギー消費性能基準等小委員会におきまして、低炭素建築物の認定基準を議論いただく際、併せて御検討いただき、本日お諮りをさせていただいております。したがって、本日は、見直しの主なポイントと小委員会

での論点を中心に御説明をさせていただきます。

3 ページを御覧ください。表示方法基準を御説明いたします。今回創設いたしますのは、戸建て住宅に関する断熱等性能等級6と7になります。等級6は、「熱損失等の著しい削減のための対策」、等級7は、「熱損失等のより著しい削減のための対策」と表記をしております。

また、表示方法の欄におきまして、等級6、7は一戸建ての住宅に限ったものであり、共同住宅等にあつては等級1から5までということを示しております。さらに、従来同様に、最も高い等級であります等級7につきましては、外皮平均熱貫流率や平均日射熱取得率を併せて明示をできるということにしております。

続いて、4 ページを御覧ください。評価方法基準のうち、外皮平均熱貫流率と冷房期の平均日射熱取得率に関する基準となります。既に決定をいただいております等級5につきましては、ZEH相当の基準といたしました。これと同様に、民間で設けられている基準をベースに御議論をいただきまして、暖冷房にかかる一次エネルギー消費量の削減率、これをおおむね30%削減、40%削減のレベルといたしまして、これを目安として水準を設定いただいております。

なお、8地域、これは沖縄県などになりますけれども、8地域におきましては、等級6を上回る現実的な日射遮蔽対策が想定をされませんので、等級7の設定は行わないこととしております。

続きまして、5 ページを御覧ください。評価方法基準のうち、結露防止対策の基準になります。断熱性能が向上するのに伴いまして、躯体の内部や鉄筋コンクリート躯体の温度が低下をいたしまして、内部結露や表面結露の発生が懸念されるわけでありまして、このため、従来よりシミュレーションに基づきまして、防湿層の性能を確保し、通気層を設けない場合の基準と内断熱工法の場合の断熱補強の基準、これをそれぞれ決定しております。今般も、シミュレーションによりまして、内部結露や表面結露が発生しないことを確認いたしまして、赤字の部分が、等級4・5と比較をいたしまして基準が強化されているところとなります。

6 ページを御覧ください。参考として、昨年12月に行いましたパブリックコメントにおける主な御意見を掲載しております。このうち、下から2つ目の御意見、共同住宅における断熱等級6、7を新設すべきではないかに関しましては、実現可能性を踏まえて、引き続き検討していきたいと考えております。

以上の内容につきまして、資料2-2の告示案に取りまとめております。ちなみに、告示

は本年10月1日の施行としております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

【分科会長】 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました具体的な数値等については、小委員会で十分な御議論を経て提案させていただいているものだと認識しております。

今の御説明につきまして、御質問がありましたら、また、「手を挙げる」機能で御意思を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。高い等級をつくるべしということは、かなり皆様方のお考えになっていることということで、こういう提案がされているものと理解しておりますけれども、いかがでしょうか。御質問を御自由に、あれば手を挙げていただきたいんですけども、特段ございませんでしょうか。

それでは、議決に移りたいと思います。住宅性能表示制度の見直しについて、ただいま御説明があった事務局の提案どおり改正するということがよろしいでしょうか。これにつきましても、結構であるということであれば、手を挙げていただければと思います。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。十分な数の手が上がったかと思えます。それでは、事務局の提案どおり改正するということが議決をさせていただきます。

なお、告示改正文の細かな表現については、建築分科会長に御一任いただくことにさせていただきます。よろしいでしょうか。特に異議があれば、これは今、皆さん手を挙げていらっしゃるんで、一旦手は、皆さん下ろしていただけるでしょうか。全員下ろしていただいて、異議がある方、手を挙げていただけますでしょうか。特にないようですかね。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、異議はないということで、本案で建築分科会の議決として、社会資本整備審議会に報告させていただきます。どうもありがとうございます。

次に、議事(3)にその他とありますけれども、何かありますでしょうか。

【事務局】 今後の予定について、御説明をさせていただきます。

本日の議事のうち議事(1)、前半の議事に取りまとめていただきました報告につきましては、この後、建築分科会長から社会資本整備審議会議長へ報告をし、審議会議長の御了解の後、国土交通大臣へ答申として御提出いただくこととなりますので、よろしくお願います。

最後に、住宅局長から御挨拶を申し上げます。

【住宅局長】 事務局を代表いたしまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

合同部会において取りまとめていただきました内容を、分科会の報告として御承認いただき、ありがとうございました。また、住宅性能表示制度の見直しにつきましても議決をしていただきまして、ありがとうございました。

特に報告において、今後は、講ずべき施策として御提言いただいた内容につきましては、関連法案の国会提出を含め実現していく、重い責任を我々が負ったものと認識しております。

委員の皆様におかれましては、御提言いただいた内容の実現に向け、引き続きの御指導、御協力をいただきますようお願い申し上げます、私の御礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

【分科会長】 ありがとうございました。

本日の議事につきましては、以上で全てとなります。熱心な御審議、ありがとうございました。

以上をもちまして、第46回建築分科会を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —